

下水道財政のあり方に関する研究会（第10回）

1 開催日時等

開催日時：令和2年10月16日（金）16:00～17:30

場 所：総務省5階選挙部会議室

出席者：小西座長、足立委員、飯島委員、宇野委員、金崎委員、小室委員、齊藤委員、長谷川委員、山本オブザーバー、植野オブザーバー、梶原オブザーバー、松原オブザーバー、渡邊公営企業担当審議官、五嶋公営企業課長、水野準公営企業室長、三好課長補佐 他

2 議題

「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書（案）について

3 配布資料

- ・「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書概要（案）
- ・「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書（案）

4 概要

- （1）事務局より資料について説明
- （2）出席者からの主な意見

<下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置>

- 分流式下水道に係る汚水事業への公費負担割合について、可能な限り使用料による経費回収によって、地方財政措置上の公費負担割合と繰出しの実態との乖離を埋める趣旨の記述をすべき。
- 現在の地方財政措置が雨污水一体の措置であることから雨水事業のみに着目して元利償還金への財政措置を拡充することは難しく、むしろ雨水事業促進のため、別個の財政支援が必要であるとのニュアンスを出すべきであり、第2-1-(2)の見出しを「財政措置の見直しについて」とすべき。
- 雨水事業・汚水事業の収支の分離について、現在の「雨水・污水経費区分基準」に基づく経費按分が会計上の分離にふさわしいものか否か検討してはどうか。
- 雨水事業・汚水事業の収支の分離について、公表時におけるセグメント情報の団体間での比較可能性を担保するために、収支分離の指針や計算方法を示してはどうか。

<使用料>

- 「分流式下水道等に要する経費」に係る繰出基準における、「その経営に伴う収入をも

って充てることができないと認められるものに相当する額」の具体的な基準を明確にする必要があり、「月 3,000 円」の使用料水準の見直しにあたっては繰出基準についても検討する必要がある旨の記述をすべき。

- 総務省が「月 3,000 円」の水準を示してから 15 年近くが経過しており、今後の使用料水準の見直し時期や頻度についても言及してはどうか。
- 地理的条件や人口密度等によって、各団体の下水道事業が置かれている状況は多様であることから、各団体が自らの状況を踏まえた適切な使用料を検討するための指針を示してはどうか
- 使用料水準を見直すべきとも、維持すべきとも読み取れてしまうのではないか。
- 資産維持費の検討に当たり、累積赤字が発生している団体においては、赤字額の計画的な解消についても検討する必要がある旨の記述をすべき。
- 将来的には、雨水事業においても資産維持費的な発想が必要ではという点について検討してはどうか。
- 資産維持費の導入を検討する端緒や資産維持費の計算例を将来的に示してはどうか。

<高資本費対策>

- 資本費の地域格差が生じる要因を分析する際には、地理的条件のみならず、少子高齢化等による人口減少の影響を加味すべき。
- 抜本的な見直し後の高資本費対策の具体例の明示、既存の下水道財政モデル以外のモデルケースの設定を検討してはどうか。

<汚水処理の最適化>

- 汚水処理の最適化においては、合併浄化槽における費用構造や公費負担割合、所有形態等が他の下水道と異なっている点についても留意してはどうか。
- P26 の、「最適化を促進するための仕組みとして、下水道に係る財政措置の適用にあたって最適化に向けた検討状況を勧案すること」について、念頭におく団体は汚水処理人口普及率が低い団体か、高い団体か、分かりやすいものになると良いのではないか。

<その他>

- 報告書を現状と課題・今後の方向性の 2 部構成とするならば、課題・今後の方向性の部の中で現状に言及する箇所が散見されるため、重複がないよう整理すべき。
- 表現方法について様々な意見をいただいたが、報告書案の基本的な方向性について、反対意見は無かったものと認識している。各委員からいただいた意見を踏まえ、必要な修正については、座長に御一任いただきたい（いずれも異議なし）。